

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成31年2月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン塩釜  
塩竈市海岸通295 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 367台  
(変更後) 300台
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場①及び② 午前9時から翌午前9時まで  
駐車場③(隔地駐車場) 午前6時から午後9時30分まで  
(変更後) 駐車場①及び② 午前9時から翌午前9時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 4箇所  
(変更後) 2箇所
- 4 変更の年月日  
平成31年10月9日
- 5 届出年月日  
平成31年2月8日
- 6 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所
- 7 縦覧期間

平成31年2月20日から平成31年6月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。